

第8回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成30年9月26日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡本 嗣喜	3 番 宮崎 龍生	4 番 徳田 マスエ
5 番 川本 聖光	6 番 松山 純久	7 番 廣瀬 康友	8 番 三明多佳志
9 番 林 秀司	10 番 三浦 博文	11 番 渡辺 弘之	12 番 渡邊 弘登
13 番 岡本 健治	14 番 青葉 真	15 番 柿元 信次	16 番 大谷 数義
17 番 佐々岡常喜	18 番 佐々木京子	19 番 玉田 一	
1 推 前田 正典	2 推 田村 邦麿	3 推 橋本 安延	4 推 三浦 寿紀
5 推 小川 明人	6 推 神田 進	7 推 小松原常雄	8 推 近重 邦昭
8 推 河野 恒弘	10 推 野上 省三	11 推 岡田 勝	12 推 欠員
13 推 小谷 保雄	14 推 岡本 定文	16 推 欠員	17 推 原田 和義
18 推 永見 繁廣	19 推 齋藤 久行		

2. 欠席委員

12 番 渡邊 弘登	15 番 柿元 信次
8 推 河野 恒弘	17 推 原田 和義

3. 事務局出席職員

佐々本事務局長、河野農地係長、
農林振興課 山本係長

おはようございます。ただいまから第8回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、12番 渡邊 弘登、15番 柿元 信次、4推 三浦 寿紀
8推 河野 恒弘、17推 原田 和義

以上5名の方から欠席の届出が出ております。

また早退は、7番 廣瀬 康友 委員、14番 青葉 真 委員です。

以上 2名の方から早退の届出が出ております。

本日の議事録署名者は、2番 岡本 嗣喜 委員 3番 宮崎 龍生 委員です。
よろしくお願いします。

非常に8月は暑い日が続きまして、どうなるか心配しておりましたが、9月になると突然に雨は多いし、涼しい感じで稲刈りも大変だったと思いますが、JAの方から今年の米の集荷実績を頂戴しておりますので、報告申し上げます。現在予約数量に対しまして、42%くらいの集荷でございますが一等米品質が74%という数字でございます。なお、弥栄は100%一等米比率でございますが、逆に三隅は40%という非常に極端な結果になっております。ちなみに浜田が52%、金城が94%、旭が85%というのが21日現在でございまして、今現在21日までしか集荷をいたしておりません。この様な成績になっているということでございます。原因等を聞いてみますと、非常に落水が早すぎたという、みんな、という様な結果の様でございまして、この結果によって乳白とか、こういうものが非常に多くなって等級を下げているんだというふうにJAからはうかがっております。にも関わらず弥栄は100%いった、非常にいい成績でおられるということでございます。残りまだたくさん、予約が約86,000くらいありますが、そのうち出ておりますのが36,000くらいしか出ておりませんので、今からだということでございますので今さら等級どうのこうのできませんですが、そういうふうな状況だということでございます。それでは議事を進めたいと思います。

会 長 議事に入る前に、事務局が発言を求めていますのでこれを許可します。

事 務 局 このたびの10月1日の人事異動により、わたくし河野が異動となりましたので一言、あいさつ申し上げます。先程も申しましたが10月1日でわたくし教育委員会のスポーツ推進係の方へ異動になりました。後任はですね、そのスポーツ推進係の係長の本原さんという方が入れ替えで来られます。聞いてみたらですね農業委員会とか農業の関係は全く経験がないと聞いていましたのでちょっと心配はしているんですけど、私の前任者であった河上さんが農林の方に帰ってこられますので、フォローの方をお願いしたら大丈夫だよとは言っていただいたので、係は違いますがなるべくフォローはしてもらえるのかなと少しは安心しております。農業委員会をですね、旭の方から来まして3年半でございました。3年の間にですね、なんと言ってもやっぱり制度改革で新しい制度で推進委員さんができたりしてですね、いろいろ条例を作ったりいろいろしたのが記憶に残っております。農業委員の制度がだんだん変わってきて皆さんもですが事務局としてもですね、どの様にしていっていいのかというのが今模索中でございます。中間管理機構にどの様に集積をしていくかというのが課題ではあるんですが、いかんせん初めてでどこの町村もだと思いうんですが、どの様にやっていったらうまくいくのかというのが、なかなか分からないところではある様な状況で、ある程度道筋をつけなければいけないなとは思っていたのですが、なかなかそれをできずにですね異動というのも心苦しいところもありますけれども、仕方がないかなと思っております。皆さんもですね、これからなかなか大変でいろいろあるだろうなとは思っておりますが、どうか元気でですね業務の方に携わっていただければと思っております。北分庁舎、昔の警察、教育委員会とか建設部が入っているところですが、北分庁舎から皆様のご活躍をお祈りしております。3年半でございましたがいろいろありがとうございました。

～拍手～

会 長 ありがとうございます。今聞かれました様に私も先般、局長の方からこのこと

を伺いまして嘘だろうと疑った様な格好になったわけですがけれども、いずれにしましても、こればかりは異動はしょうがありませんので新天地で頑張ってくださいと同時に、今度来られます木原さんですか、どういう方か分かりませんが今聞けば農業も全然経験のないということでございますけれども局長と一緒にしまして今度の業務に頑張ってくださいと思います。河野係長、いろいろお世話になりましたが今後ともよろしくお願いします。

会 長 では、議事に入ります。

議第1号、農用地 利用集積計画の策定について、議決を求める。

それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議のうえ農業委員会の議決をいただきたいと思います。

事 務 局 失礼します。それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画案と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画案についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、9 件、26 筆、30,759 m²となっております。

申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

公告日は9月28日を予定しており、利用権設定については開始日を10月1日以降としております。農用地利用集積計画案については以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。

会 長 無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける農業

委員の方の挙手をお願いします。

委 員 ～全委員 挙手～

会 長 ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業委員会等に関する法律 第6条第1項 第1号の規定により、農地の所有権 移転や農地の転用などの審議をお願いします。

農地法第 3 条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。

総会資料 2 ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及び A3 版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1 号について説明します。申請地は、資料 5 ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は田橋町の畑です。場所は浜田市立第 4 中学校から約 1.8km 南西の、田橋下町内です。この申請は、譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は 1 a 余りとなりますが、後で説明します空き家に付随する別段面積の申請が出ており、下限面積基準を満たしております。

続きまして 2 号について説明します。申請地は、資料 6 ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は弥栄町長安本郷の畑、外 1 筆の田です。場所は弥栄支所から約 100m 東の、本郷下町内 です。この申請は、譲受人が 売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて 譲受人の耕作面積は 16 a 余りとなりますが、これも後で説明します空き家に付随する別段面積の申請が出ており、下限面積基準を満たしております。

また、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第3条申請については、以上2件です。

会長 ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号については、18番永見推進委員にお願いします。

第18番 (永見 繁廣 推進委員)

永見です。おはようございます。先程係長さんから説明いただきました様に、9月の4日の10時から12時の間ですね、現地の確認をさせていただきました。係長と佐々木委員さんとですね、3名で確認させていただきましたけれども、先程説明いただきました様に問題ないと判断いたしましたので審議の方よろしくお願ひします。

会長 2号については、7番廣瀬委員にお願いします。

第7番 (廣瀬 康友 委員)

廣瀬です。おはようございます。この問題も新しく制度ができたそうなので、この前現地も小松原君と一緒に視察しておりますし、別に空き家対策として問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

会長 以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。

よろしいですか。はい、林委員。

第9番 (林 秀司 委員)

9番の林です。私の理解不足だとは思いますが、別段面積について後ほどご報告が

あると思いますが、皆様が理解するためこの段階で説明いただいた方がいいと思いますがいかがでしょうか。

会 長 それでは先に事務局の方から別段面積について説明よろしくをお願いします。

事務局 はい、資料の方は 18 ページでございますけれども、別段面積、先月のところでですね、審議をいただきまして規定の方、農業委員会の総会にかけて承認をしていただきました件でございます。通常であれば浜田市と三隅が 20 a、弥栄と旭が 30 a、金城が 40 a というのが別段面積で決まって、浜田市の場合はありますけれども、それ以上、だからその土地でそれ以上田んぼとかを作っている農家じゃないとその農地は買えないという規定があります。ただ、だんだんですね増えてきているんですが、各市町村で空き家バンクとかの空き家の定住対策、それから耕作放棄地の増減、減少を目的として空き家に付随する、空き家とセットで売る場合には下限面積をなくそうというのを 1 a にするというのを先月、農業委員会の総会で許可をいただきまして、その日に市役所で公告をしております。通常各町村は 1 筆ごとに公告、農業委員会の総会にかけてここを 1 a にしていいかどうか、この筆、何㎡とかいうのをやってですね、かけてそれから公告をして、その次に 3 条申請が出てきて今度空き家に入る人が本当に農業するかどうかみたいなものをしてやるんですけど、全国的にもあまりないんですけど、うちはその辺をなるべく省略化して短縮したいということで、とりあえず 1 a の申請が出れば農業委員、推進委員さんが現場を見て、そこが空き家に付随する農地になるかどうか、遊休農地、もしくは遊休農地になる可能性がある農地かどうかというのも判断して、先決で 1 a にしてしまおうということでございます。それから 3 条申請が出てきて今回この様に化けるというところではあるんですが、1 a になった場合は別段面積の後で報告事項でしようというのが浜田市のやり方で、今回 9 月の 3 日と 13 日でしたかね、申請が出てきておりましたので、農業委員、推進委員さんに見ていただいて、空き家に付随する農地、荒れているとかそのまま空き家だけだった場合、農地がなかった場合、この農地は何年か後には荒れるだろうということであれば、その筆を 1 筆ごとにうちの方が管理しますが、1 a にするということでございます。それで、家が売れてしまえばその 1 a は取り消

す、農地も家とセットですので家が1回売れてしまえば、その農地の1aというのも取り消すということです、売るときにですね、よく考えてセットにしてくださいと、家とこの田んぼだけ売って、あの畑も売ればよかったと言っても、家が売れた場合はもうダメですよというやり方でやろうというのが浜田市でのやり方で、先月から2、3ヶ月、6月からこの話が出ていたんですが、いろいろ準備をして、できたのが先月から施工となった分でございます。大した説明にはなりません以上でございます。

会 長 はい、林委員。

第9番 (林 秀司 委員)

はい、理解不十分で失礼しました。

会 長 よろしいですか。

第9番 (林 秀司 委員)

はい、今議第とセットで説明された方が分かりやすいかなと思いましたので。

会 長 はい、その他何かご意見等ございませんでしょうか。

ございませんか。

では、採決に入ります。

第3条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。

委 員 ～挙手 多数～

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第4号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説

明をお願いします。

事務局

それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。

農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。

1号について説明します。資料8ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、旭町今市の田です。場所は、浜田市旭支役所から約750m南西の神代屋行政区です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に墓地を設置するものです。他の農地への影響はないものと思われます。

農地法第4条申請については、以上1件です。

会 長

ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号について、3番の宮崎委員もしくは橋本推進委員のいずれかにお願いします

第3番

(宮崎 龍生 委員)

3番の宮崎です。ただいま事務局の方から連絡されたとおりで何ら問題はないと思いますのでお願いをいたします。以上です。

会 長

以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。

第17番

(佐々岡 常喜 委員)

すいません。

会 長

はい、佐々岡委員。

第17番 (佐々岡 常喜 委員)

17番の佐々岡ですが、これ田んぼとなっているんですが、写真の状態を見れば田んぼじゃないんですが、どうなんですか、これ。

会 長 はい、今の質問に対して宮崎委員。

第3番 (宮崎 龍生 委員)

はい、これはいつから地目の方が変更されたか分かりませんが、〇〇さんの方には連絡はしていたんですけど、その後の回答はまだきておりませんのでハッキリとは分かりませんが、前は田んぼだったと。いつ埋め立てたかというのがちょっとですね把握できないのが現状です。それとこれ私が思うのが災害のときの土砂がちょうど川の側で県道5号線のすぐ西付近ですね、そこを埋められたんじゃないかと。これは私の観測ですけども。現状はそうでございます。

第17番 (佐々岡 常喜 委員)

これは埋め立てというか舗装ですか、ちょっと写真じゃ分かりにくいんですけど。

第3番 (宮崎 龍生 委員)

これはですね、現実はですね、舗装はされていません。

第17番 (佐々岡 常喜 委員)

されてない。

第3番 (宮崎 龍生 委員)

はい、されてないです、ただ土で上を平らにしているだけです。そういう状況です。

第17番 (佐々岡 常喜 委員)

はい、その他に今宮崎委員からありましたが。

- 第3番 (宮崎 龍生 委員)
- 言われることはよく分かるんですが、この地図を見ても三角の面積の田んぼの状態ですが、これどうなんでしょう。後でまた田んぼに戻すのなら大変ですけど、どうでしょう。
- 第17番 (佐々岡 常喜 委員)
- これは田んぼには戻らないでしょう。
- 第3番 (宮崎 龍生 委員)
- 多分ですね、これは憶測ですけどもそのままだと思う。田んぼにはとてもじゃないが戻らないと思う。
- 第17番 (佐々岡 常喜 委員)
- 私がこんなことを言っただけとはいけないですが、これは用途変更して農地じゃなくした方がいいんじゃないでしょうか。それで、墓地を作るのは構わないですが、こういう状態で委員会に出してもらっては許可するのが難しいです。皆さん、どうですか。
- 第3番 (宮崎 龍生 委員)
- 確かに佐々岡委員の仰るとおりなんですが、事務局どうでしょうか、今の対応の仕方ですが。
- 事務局 はい、すいません、その辺については、あまり考えてなかったです。多分何かの関係で埋めたのだと思いますので、その辺は調べてみてですね、現況がどう見ても田とか農地ではないので、地目の変更はする様に指導はしたいと思います。ただ1人暮らしのおばあさんなので、面倒くさいと言われてもやれんとか言われるかもしれませんが、地目を変える変えないとかは本人さんの登記のことなので、なかなかどこまでできるか分かりませんが、地目は他に変えなさいという指導はしたいと思っています。

第 3 番 (宮崎 龍生 委員)

これ実装面積はどのくらいあるのですか。墓は〇㎡ですが、圃場の実質面積は。

第 17 番 (佐々岡 常喜 委員)

これ上のカーブがずったときにここを埋めていると思う。この平米数で言ったら県道からすぐ横で、最大のところで3メートルちょっとですかね。

事務局 一応三角形のところが〇㎡。

会 長 それでこの取り扱いですが、確かに両名からの意見も出ているんですが、このままストレートで本日OKをするのか、転用された後に再度出してもらうのか、この辺、どうでしょうか。このお母さん、〇〇さんという人は、やかましく言われるのですか。嫌がる嫌がらないかそういうことは関係ないのですが、たしかに佐々岡委員が仰る通りなんですよ。はっきりおちてないのは明明白白ですからね、しかも始末書も出ていないし。

第 17 番 (佐々岡 常喜 委員)

これ失礼ですが、始末書でも入っていれば検討できるのですが、ストレートで出ているので、どうなのかなと思う。

会 長 確かに。

第 17 番 (佐々岡 常喜 委員)

これ本人さんが埋めたのではないんですよ。

それとね、この写真と全く似た様なことを事務局と20日くらい前にお話ししたのですが、無断でこの度、波佐の方では去年の7月の水害で川が大変なことになっております。それでその時点の土砂を田んぼに今回埋めたわけですよ。それで田んぼに埋めてこれは不法じゃないかと、ちょっと調べてみたのですが田んぼを埋めて田んぼに戻す場合は浜田市ではいいということなのですが、どうも私が見るのに元の田

んぼには戻りそうにない様な時点で埋めているんですよ。そのへん今から農業委員さん、田んぼを埋めて田んぼに戻す時点があると思いますが、よくよく見て本当に田んぼに戻るものなら結構ですが、埋めてそのまま肥土広げて畔を作っただけの様なものでは田んぼには戻らないから、これしっかり見ておかないといけないと思います。その時点で私これ見ていないことを言ったのですが、やっぱり田んぼを埋めて田んぼに戻す場合は、水が取られる条件をしっかりと見極めたり、本当に戻した所をしっかりと監視をしておく様な必要があるんじゃないかと思うんです。私それだけです。後は置いときます。

会 長 はい、後は後でということなのですが、どうでしょうか、このままストレートで採決をして了解するのか、再度出直してもらうのか、転用した後にですね、皆さん方のご意見をお聞きしたいと思いますが。

第 17 番 (佐々岡 常喜 委員)

墓地にされるのは構わないですが、このあとの墓地以外のところが気になるもので、同じこの状態でずっとおくのなら、もう許せないということで地目の変更をされて、あとは自由に墓地を作っていただく方が楽なのじゃないですかね。

会 長 残りの空き地というか残地はどのくらいの平米数があるんですか。

事務局 〇㎡です。

会 長 それも墓地申請と一緒にされた方がいい様な気が私はするんだけどなあ。ここの申請が田んぼで出ているので、田んぼでおくというのはいかなものかなと思いますので。

事務局 仰ることはよく分かりますが、転用ということにはなかなか難しいのかなと、埋めた経緯というのがうちに履歴に残っていれば分かるのですが、そこまで調べてないので分からないのですが、もしかしたら埋めますという届け出が出ているかもしれ

ませんね。そこは何とも言えません。

第17番 (佐々岡 常喜 委員)

以前この記事にもある様にですね、矢印のあるところが大々的にここが荒廃したのは覚えています。多分そのときの残土処理としてここを埋めたんじゃないかという判断はできるんですけど、そのときに公共廃土という名目で埋められたかどうかというのは分からないですね。

会 長 係長、どうでしょうかね。これ転用を後でしてもらおうという条件付きでどうでしょうか。

事務局 そうですね、調べないと私も何とも言い様がないので。

会 長 どういう経過があつて埋めたのかは別として、現状としてははっきり農地ではないですよ。

事務局 そうですね。地目の変更をしてもらう様に話はしたいと思います。それを条件で許可という話になるのか。

第3番 (宮崎 龍生 委員)

でないと農業委員会が本当に判断をしたのかという様にとられます。

会 長 いいかげんなことで許可をしていると今後これ全部類をよびますのでね、毅然とした態度で臨まないと、いいですいいですじゃちょっといけないと私は思うのだけど。

第3番 (宮崎 龍生 委員)

すいません、その件はですね、私もそう思います。現状としたらですね、これは行政の方からですね、ちゃんと会議で提出されておりますので、行政の方が相手の地目変更等々の手続きをされるというよりも、この司法書士の人に連絡して、このお

ばあちゃんではなかなか大変ですよ。うちに来られて僕がそこまで乗せて行ってやった様な状態ですね、もう司法書士さんに頼んで、変更を条件にですねやってもらうのがベストじゃないかと。その分の手続きはいついつしましたというのは、そのおばあちゃん〇〇さんではなくて司法書士の方から私に連絡をもらって、その分を事務局の方で提出すると、そういう感じにしてもらった方がベストじゃないかと思いますけど。

会 長 はい、宮崎委員が仰った様に行政の方からというよりも、むしろこれを預かっております司法書士の方をお願いをして司法書士の方からこれの、〇〇さんですか、その方に言ってもらいと、その結果については宮崎委員を介して事務局の方に報告をしてもらうという前提条件でこの4条申請の件についてはいかがでございましょうか。はい、小松原委員どうぞ。

第7推 (小松原 常雄 推進委員)

司法書士さんに頼んでここを原野か何かにしとこうかということですかね。

会 長 ですね、どうも。

第7推 (小松原 常雄 推進委員)

だから、その前に農業委員会がこの転用統制をやっておかなくてはいけないのではないですか。

会 長 それを前提条件に今回の件についてご承認はどうでしょうかというのを私は言ったわけですが。

第7推 (小松原 常雄 推進委員)

だから今回ここを転用統制するというのを認めますよということを認めといてあげなくてはならないんじゃないですか。

- 会 長 だと思います。
- 先程言いました様に司法書士を介して、そういった手続きをしてもらおうという前提でどうでしょうかということなんです。結果については宮崎委員を介して事務局の方へ報告をしてもらおうということで、また事務局の方から何らかの報告がこの総会にあるかもしれませんけれども。どうでしょうか。
- 事務局 あ、多分司法書士に頼んでという話になるとそれだけで10万とかお金は多分要る様になると思うんですよ。商売でやっておられるので10万か5万か3万か知らないですけど、多分そうなると司法書士はこの地目も変えないと許可ができなかったというふうに、農業委員会になれば、その法的根拠があるのかという話も出てくるのかなと思いますが、分かりましたとなればこの〇〇さんと言う方にお金がかかる様になるのかなというのが気になるところであります。
- 第3番 (宮崎 龍生 委員)
- それはこっちが言うべきことじゃない。
- 第17番 (佐々岡 常喜 委員)
- それはお金がかかるのは当たり前のことだから、この墓地申請というのを1度下げていただいて、これを非農地にしてから司法書士がかからないと認められはしないでしょう。
- 会 長 やれんか、一旦転用してもっといってもらって。
- 第17番 (佐々岡 常喜 委員)
- 農業委員会がこれは非農地で認めてあげますよと言わないと、司法書士が動かないですよ。勝手に司法書士が変えるわけにはいかないから。
- 第3番 (宮崎 龍生 委員)
- 非農地にするには農業委員会がいいですよと言わないと非農地にはできない。それ

から墓地にするのは、私達は関係ない。

第 17 番 (佐々岡 常喜 委員)

非農地から墓地にするか家を建てるかというのは私達は関係ない。

ひとつづつやっていかないといくら金があるからといって、それは通らない。

会 長 どうでしょうか、今回一旦これは取り下げていただいて、今話がございます様に非農地にとりあえずしておいてもらって、後にこれを再度出してもらおうというのでどうでしょうか。それしか方法がないと思いますが。

第 3 番 (宮崎 龍生 委員)

ああいう指導をしてください。やるやらないは本人次第です。

会 長 それは、そうですね。それでこの〇〇さんという方は大丈夫だろうか。

第 3 番 (宮崎 龍生 委員)

誰かにお願いをされないと、それは無理ですよ、あのおばあさん。それを誰がするかは別問題。

第 3 番 (宮崎 龍生 委員)

だから転用は今の農業委員会で総会で図って、OKを出せば手続きを登記所に行って、そうすればかかりますね、登記所へ行ったらお金が。

事務局 お金がかかるというのは言ってはいけないかと。

会 長 それは言ってはいけないが、お金がかかるということです。

事務局 それはかかります。

それは仕方がない、それを言ってはいけません。ご親戚筋というのは分かります

か。

第3番 (宮崎 龍生 委員)

私は全部把握していませんが、聞けば多少は分かると思いますが。

事務局

やっぱり指導しなくてはいけないので、でも金のことは言われなからね。

農業委員会があくまで判断をして許認可の判断をするわけですから、皆さんの言われるとおりでと思いますよ。

第3番 (宮崎 龍生 委員)

だからまず手続き的に非農地にお願いしますという申請をしてもらって、それでここがOKをいただいて、それから今度登記に行く、それで後は墓を作られようが何をされようが関係ないと。

会 長

では今話がいざしました様に、一旦非農地、農地から外しておいていただいて総会にかけて、それから後は墓にされようが何をしようが構わないということでどうでしょうか。そうすればこれ出す必要もございませんでしょう、非農地にしてしまえば。そういうことでご了解をいただきたいと思います。

第4条申請については以上で今言いました様なことで農業委員会の方のご了解をいただきたいと思います。

会 長

続きまして、議第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。

農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から 他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料10 ページ、図面番号④をご覧ください。

申請地は、下府町の畑、外1筆の畑です。場所は県立浜田養護学校から約800m 南の、

下府町 5 町内です。なお、この申請地は 4 月に筆の 1 部を非農地証明の申請があつて、認めなかつたところです。申請地は、農用地区域内、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は第 2 種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に太陽光発電施設を設置するものです。周囲に農地はなく他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして 2 号について説明します。申請地は、資料 11 ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、熱田町の畑です。場所は県立浜田商業高校から約 500m 南西の、熱田町 8 町内です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は 第 2 種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地を駐車場にするものです。なお、申請地が既に駐車場に転用されており、顛末書の提出がありましたので、総会資料 12 ページに掲載しています周囲に農地はなく他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして 3 号について説明します。申請地は、資料 13 ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は、金城町小国の田、外 1 筆の田です。場所は、旧小国小学校から約 700m 北東の徳田中町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の地域で、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するもので、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして 4 号について説明します。申請地は、資料 14 ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は、吉地町の畑です。場所は、周布郵便局から約 900m 南東の吉地 1 町内です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は 第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するもので、他の農地への影響はないものと思われま

す。農地法第 5 条申請については、以上 4 件です。

会 長 ただ今、第 5 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきましては、8番の三明委員にお願いします。

第8番 (三明 多佳志 委員)

三明です。事務局さんと現地を確認した結果、ただ今説明のあった通りですので、よろしくお願いします。

会 長 2号については、18番の永見推進委員をお願いします。

第18推 (永見 繁廣 推進委員)

事務局から説明させていただきます。佐々木委員と先般現場の方を確認しております。問題無いとお聞きしておりますので報告させていただきます。

会 長 3号については、17番の佐々岡委員をお願いします。

第17番 (佐々岡 常喜 委員)

佐々岡です。先般原田推進委員さんと事務局さんと一緒に現地を見させていただきました。これ田んぼと出ておりますが長いこと田んぼを作ってはおられない様で、畑になっております。本屋のつい横でございます。何ら支障はないと思いますので、皆様の許可をよろしくお願いします。

会 長 4号については1番の前田推進委員よろしくお願いします。

第1推 (前田 正典 推進委員)

1番の前田です。9月の13日に事務局と会長と3人で現地を確認しましたところ、何の問題もないと思いますので、よろしくお願いします。

会 長 以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。

はい、小川委員どうぞ。

第 5 推	(小川 明人 推進委員)
	5 番の小川ですが、この 2 号のですね、譲渡人と顛末書の名前とが違うんですが、どちらが本当でしょうか。
会 長	譲渡人の〇〇〇〇が顛末書では〇〇〇〇になっているという質問です。
事務局	すいません、〇〇が正解です。〇〇じゃないです、〇〇です。私が勘違いをしておりました。
会 長	〇〇さんだそうですので、ご訂正をお願いします。その他ございませんでしょうか。
第 16 番	(大谷委員)
	はい、顛末書に押印が無いんですが、これは問題ないんでしょうか。
会 長	顛末書に押印が無いが問題ないかという質問です。
事務局	そうですね、すいません。印鑑をもらう様に言います。
第 16 番	(大谷委員)
	もらえるとき最初に会うときにもらうのが本当じゃないですか。
事務局	そうですね、すいません。
会 長	はい、今度これ印鑑もらう様にお願いします。その他ございませんでしょうか。
会 長	ないようですので、採決に入りたいと思います。
	第 5 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～

会 長	ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会 長	続きまして、議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。 非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。 1号は、資料16ページ、図面番号⑧をご覧ください。申請地は、佐野町の畑です。場所は、旧佐野小学校から約800m北東の、佐野町下町内 です。 当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。 続きまして2号は、資料17ページ、図面番号⑨をご覧ください。申請地は、三隅町古市場の田です。場所は三保郵便局から約350m南の、中組町内です。 当該申請地は、昭和年月日不詳より宅地化しております。 転用統制外証明願は、以上2件です。
会 長	ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1号につき、16番大谷委員をお願いします。
第16番	(大谷 数義委員) 大谷です。この土地はですね、地図を見ていただくと隣に佐野の良昌禪寺という寺がございますが、その隣であります。この良昌禪寺、私が小さい頃、まだ未就学時には託児所として通って、この辺では遊んだ記憶があるのですが、いつ頃から荒れてきたかというのは明確ではございませんが、現況写真のようになっておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

会 長	2号は11番の渡辺委員もしくは岡田推進委員お願いします。
第11番	(渡辺 弘之 委員) 渡辺です。先日9月14日に現地を確認しております。先程説明がありました通りで特に問題はないと思います。よろしくお願いします。
会 長	以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。 では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会 長	続きまして、協議、報告事項について 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは別段面積の指定について報告します。 先月の総会で空き家バンクに伴う別段面積の規定を承認して頂きましたが、今月の3条申請2か所の農地について地権者より申請があり、担当農業委員・推進委員の確認の元「空き家に付随する農地」に該当すると判断しました。なお、家が売れたということになればこの筆については1aの指定を取り消すので、またそのときには取り消したという報告をしたいと思いますので、よろしくお願いします。 続きまして農業用施設に供する届について報告いたします。農業用施設に供する届とは、自己の所有する農地を農道、ため池や、〇㎡未満の畜舎、農業用倉庫などの農業用施設に転用する場合、第4条転用許可を受けなくても農地転用できるということです。

1号について説明します。資料20ページ、図面番号⑩をご覧ください。届出地は、旭町重富の田です。場所は、高速バス重富バス停から約350m北西の下重富行政区です。この届けは、届出地に農機具倉庫を建築するというものです。

続きまして2号は、資料21ページ、図面番号⑪をご覧ください。届出地は、旭町今市の田です。場所は、浜田市旭支所から約1.6km南西の森谷行政区です。この届けは、届出地に農機具倉庫を建築するというものです。ちなみに私の担当でございます。

続きまして認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。

1号は、資料23ページ、図面番号⑫をご覧ください。届出地は、三階町の田です。場所は、浜田自動車教習所から約1.3km南西の三階2町内です。この届出は、平成30年10月中旬から1か月間を工事期間として、携帯電話の基地局を設置するというものです。

続きまして2号は、資料24ページ、図面番号⑬をご覧ください。届出地は、弥栄町高内の畑です。場所は、浜田市立弥栄小学校から約1.6km北東の日高町内です。この届出も平成30年10月中旬から1か月間を工事期間として、携帯電話の基地局を設置するというものです。

続きまして3号は、資料25ページ、図面番号⑭をご覧ください。届出地は、三隅町井野の田です。場所は、旧井野小学校から約800m南の久根郷町内です。この届出も平成30年10月中旬から1か月間を工事期間として、携帯電話の基地局を設置するというものです。

以上、報告します。

会 長 以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。

ございませんか。では報告を終わります。

その他事務局からありましたらお願いします。

事務局 別添、事務連絡資料をご覧ください。

1点目は、研修会費の集金について

来月、後期分9,000円を集金します。

前期分がまだの委員さんが2〜3名おられますのでその方は両方お支払いください。

2点目はさざんか祭りの参加についてです。今年も11月の3日4日、農業委員会のブースを金城の農業委員さんを中心に、出す予定にしておりますので、皆さん来ていただければと思います。

3点目は、農地パトロールの活動日誌の書き方についてです。地図提供と書いてありますが、地図提供は消しておいてください。10枚ほど活動日誌の紙を皆様にお配りしております。2番目の農地利用移行調査のところを○をしていただいて、何時から何時までやったかというのを書いていただければと思っております。農地パトロール、利用状況調査は上から2番目のところにありますので、これを書いて出していただければと思います。

現場での活動は勿論、家での確認等に使った時間も記入してください。

なお、8月くらいからやってくださいと言っていますが、7月くらいから実施されている方もいると思います。日時を忘れているかもしれませんが記入してください。

前にも言いましたが、3月に成果と実績ということで、交付金が出されます。国から出てきてそのまま皆様にいくというお金です。集積が26haすれば成果割で一律1人12,000円分を浜田市役所の農業委員会にあげると、1ヶ月12,000円あげるとかいうのを、活動してれば1人あたり1ヶ月6,000円ですかね、それを一括してあげるということで、まとまったお金が何百万入ってくると思うんですよ。ただうちのやり方ではですね、それを皆様に配るのですが、すべて時間で計算されますので忘れずに記入してください。全然時間がなかったら0円ということになります。

あとパネルがまだありますので必要な方は数に限りがありますがお取りください。

無くなってまだいるんだと言われればまた買いたいと思います。

それとですね、事務連絡に書いてありませんでしたが、全国農業会議所の方から今回の西日本豪雨の災害の義援金のお願いがきておりましたので、会長さんの了承をいただいてですね、研修会費の方から1人当たり1,000円ほど、浜田市の農業委員会として寄付の方をさせていただきましたので、すいません、最初に言っておけばよかったんですが、ご報告の方をさせていただきます。

事務局からは、以上です。最後に三浦委員さんの方からお話があるということです

ので、よろしくお願いいたします。

第10番 (三浦 博文 委員)

はい、皆さん時間を取りまして申し訳ございません。朝ほどお配りいたしましたチラシについて展示会を開催したいと考えております。長浜人形といえは皆さん浜田市の方でございますので、大かたの方はご存じであると思います。その中にですね、長見家が創業したわけでございますが、長見巖というのがございましてこれは石見根付で有名な清水巖に弟子入りをしまして、彫刻を習ったわけでございます。それで作品が優秀であるということで清水巖の1字をもらって、本名、長見房蔵でございますけど、以後長見巖と称しております。それが三代は素晴らしい作品を残しておりますが、チラシに載せております様にですね、置物でございます。それで、長浜人形は各地に残っておりまして皆さんもずいぶん見ておられますので、今回は人形は展示しませんが、長見巖を中心に一門の弟子がですね、ずっとその後、長見家廃業後も木島木助などその弟子が続けて今日に至っておりますが、その一門の弟子がですね、全て置物だけを中心に30体、展示並びをさせていただきます。こういった長見巖の置物が一堂に並べて見られるということはですね、なかなか機会は少ないと思います。是非とも見ていただきたいと思っております。あわせまして、石正美術館のギャラリーでなく廊下でやるわけでございますので、片方が人形系、置物系でだいたい埋まります。

森鷗外、西周等の書につきましても展示をいたしますので、どうぞこの秋はですね、石見の文化ということでお楽しみいただければと思います。なお下の方に講演会ということで書いておりますが、石正美術館の方からも何か話をしてほしいということでございましたので、このせっきくの機会でございますので置物師と、人形も作っておるわけでありましたが特に置物を中心にこの長見巖が周辺の師匠のこと、また一門の弟子のこと、通説がずいぶんと本が出ておりますので、通説がありますけれども、現代検証をしながらしてないために間違っている通説になっている部分が分かりますか、したがってそういったものについても話の中ではさせていただきたいと考えております。

以上展示会につきまして、浜田の文化財でもございますので、見ていただきます楽

しんでいただきますようお願いをしながら、ご案内にさせていただきますので、どうぞよろしくお願いします。お待ちしております。

会 長 今三浦委員からございました様に、11月3日から18日の間でございますが、皆様どうぞご都合の方をつけて石正美術館の方に足を運んでいただきますようお願いいたします。

そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。

無い様でございますので、以上を持ちまして、第8回総会を終了します。ありがとうございました。

終了 午前 10 時 45 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員

